第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定による医薬品の製造販売業又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第二十条又は第二十七条に規定する許可証の写しを添付したときは、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二　（略）

三　申請者（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

（独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（他の省令の準用） **第二十条**　次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一・二　（略） 三　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条 2　前項の規定により覚醒剤取締法施行規則二十三条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「主務大臣」とあるのは、「当該覚醒剤施用機関を開設する独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。	（他の省令の準用） **第二十条**　次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一・二　（略） 三　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条 2　前項の規定により覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「主務大臣」とあるのは、「当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（他の省令の準用） **第二十条**　次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～六　（略） 七　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号 八～十五　（略） 2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。	（他の省令の準用） **第二十条**　次の省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～六　（略） 七　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号 八～十五　（略） 2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚醒剤取締法施行規則第二十三条第二項	主務大臣	当該覚醒剤施用機関を開設する独立行政法人国立病院機構
（略）	（略）	（略）

覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人国立病院機構
（略）	（略）	（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）	覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）
（略）　（略）　第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け	（略）　（略）　第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け